# バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

志賀町長あて

		住所	沂 (所在)														
申告者 (納税義務者)		フリガナ 氏名 (名称)			(1)												
		電話															
   個人番号または法人番号																	
地方税法附則第15条の9第4項又は同条第5項の規定に基づく固定資産税の減額を受けるため、志賀町税条 例附則第13条の3第7項の規定に基づき、事実を証する書類を添えて申告します。																	
	所在・均	也番										家屋番号					
家屋の内訳	種類(用途)				構造						持家の種類			□一戸建 □マンション			
	床 面 積				. m			居住用床面積						. m²			
	建築年月日				登記年月日						-	改修工事 完了年月日					
	バリアフリー 改修工事費用		全体工事費用 円 (バリアフリー改修工事以外の工事を含む)   バリアフリー改修工事費用 給付・補助金額 自己負担額   円 円 円 円														
【3ヶ月以内に提出できなかった理由】 ※工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。																	
必要と、	氏 (生年月	名 <sub>日</sub> )	( 年 月 日)				該当					歳以上の高齢者  □障害者 介護,要支援認定者 					
しますを	住	所															
世帯区分等状況確認 本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び助成制度の利用状況等を固定資産税 担当課が各業務担当課へ照会することに																	
			同 意し	<b>,</b> ま	す	•		同意	ま し	ま	せ .	ん					
※ 該当 なりま		囲んでく	ださい。同意さ	れない場	合、審査	を行う	上で添作	才書類以	外の書類	<b>動必要。</b>	となった	∵際, そ	の都度技	是出し	ていた	だくことに	
☆下記	2処理欄は	記入す	「る必要がる	ありま	ぜん。	<b>o</b>	1				1						
処	【受付時確認】							受付印 処理								<u> </u>	
	□改	-月以内	月以内である						-	担当者			<u>月</u> 確	日 認者			
理欄	□ 記載内容に漏れがない																
TIAN	□ 必要な添付書類が揃っている																

\* 添付書類及び記入方法については、裏面に記載しております。

#### 添付書類(地方税法施行規則附則第7条第8項の規定に基づく書類)

- 納税義務者の住民票の写し ※個人番号を記載していただいた方は不要です
- 改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容及び費用の確認ができるもの)
- 改修工事箇所の写真
- 領収書(改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの)
- 住宅改修補助金交付及び介護保険給付金の決定(確定)通知書等の写し
- 該当する区分に応じた書類
  - 65歳以上の高齢者 …… 住民票の写し
  - ・ 要介護及び要支援認定者 …… 介護保険の被保険者証の写し

### 記入方法

- 1 申告者(納税義務者)の欄には、バリアフリー改修工事に伴う減額措置の適用を受ける家屋の納税義務者の 住所または所在、氏名または名称、電話番号及び個人番号または法人番号を記入し、押印してください。
- 2 家屋の内訳欄には、所在・地番・家屋番号・種類(用途)・構造・持家の種類・床面積・居住用床面積・建築 年月日・登記年月日・改修工事完了年月日・改修工事費用をそれぞれ記入してください。(主だった項目は納税 通知書の課税明細書をご覧いただければ確認が可能です。)
- 3 改修工事を必要とした方の欄には、申告要件を満たす方(改修工事完了後の1月1日において65歳以上の者、要介護又は要支援の認定を受けている者、障害者等)の氏名・該当する区分・住所をそれぞれ記入してください。

### 減額の対象となる住宅等の要件

- 1 平成19年1月1日以前に建築された居住用の家屋(賃貸住宅を除く)であること。
- 2 平成19年4月1日から平成30年3月31日までの間に、自己負担額が一戸当たり50万円超の一定のバリアフリー改修工事が行われたものであること。

なお、介護保険制度での住宅改修費・介護予防住宅改修費、自立支援住宅改修給付及び重度身体障害者住 宅設備改善費の給付を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額が算定されます。

- 3 次のいずれかの工事であること。
- (1) 通路又は出入り口の拡幅
- (2) 階段の勾配の緩和
- (3) 浴室の改良
- (4) 便所の改良
- (5) 手すりの取付け
- (6) 床の段差の解消
- (7) 引き戸への取替え
- (8) 床表面滑り止め化
- 4 次のいずれかの人が居住していること。
- (1) 65歳以上の人
- (2) 介護保険において、要介護認定または要支援認定を受けている人
- (3) 障害のある人

## 減額内容

バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税について、一戸当たり100平方メートル分までの3分の1の額を減額します。